

令和元年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和元年6月25日（火曜日）

午前10時00分 開会

午前10時34分 散会

○出席委員（28名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	12番	尾崎寿一	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		13番	蒔苗博英	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		19番	一戸兼一	委員
	20番	石田久	委員		21番	三上秋雄	委員
	22番	佐藤哲	委員		23番	越明男	委員
	25番	清野一榮	委員		26番	田中元	委員
	27番	宮本隆志	委員		28番	下山文雄	委員

○出席理事者

財務部長	須郷雅憲	市民生活部長	三浦直美
福祉部長	番場邦夫	健康こども部長	外川吉彦
教育部長	鳴海誠	財政課長	岩崎文彦
市民協働課長	高谷由美子	障がい福祉課長	佐藤真紀
介護福祉課長	工藤繁志	こども家庭課長	佐々木隆史
こども家庭課長補佐	間山博樹	こども家庭課保育係長	佐藤洋佑
こども家庭課家庭給付係長	高木一誠	国保年金課長	田中知己
健康増進課長	一戸ひとみ	学校整備課長	三上善仁

○出席事務局職員

事務局 長 高橋 晋二
議事係 長 蝦名 良平
主 事 工藤 健司
主 事 成田 崇伸

次 長 菊池 浩行
総括主 査 成田 敏教
主 事 附田 準悦

午前10時00分 開会

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は28名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第5号から第7号までの以上3件であります。

なお、審査に先立ち委員の方にお問い合わせいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑をお願いします。

答弁される理事者の方へお問い合わせいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第5号令和元年度弘前市一般会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第5号令和元年度弘前市一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額から7937万3000円を減額し、補正後の額を766億7004万5000円とするほか、地方債の補正をしようとするものであります。

地方債の補正は、小学校トイレ改修事業及び中学校トイレ改修事業に係る変更2件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費9目住民自治振興費

の150万円は、一般コミュニティ助成事業費補助金を計上するものであります。

12目諸費の2290万2000円は、国庫補助金を活用して整備した相馬保育所について、財産処分制限期間の満了前に有償譲渡したことから、残存年数に応じた国への返還金を計上するものであります。

3款民生費1項社会福祉費2目心身障害者福祉費の157万2000円は、本年10月から実施される就学前の障がい児の発達支援無償化に伴う障害者自立支援システム改修業務委託料を追加するものであります。

3目老人福祉費の1億1075万6000円は、低所得者の介護保険料軽減及び介護報酬の改定に伴うシステム改修に係る介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

11ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費の3486万4000円は、本年10月からの幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修及び事務に係る経費のほか、児童扶養手当の支給回数変更に伴うシステム改修に係る経費などを計上するものであります。

2目児童運営費の350万円は、消費税率が引き上げとなる環境の中、子供の貧困に対応するため、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親に対して支給する臨時特別給付金を計上するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の1039万2000円は、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種に係る業務委託料などを追加するものであります。

12ページをお開き願います。

10款教育費 2項小学校費 3目学校建設費の2億1242万7000円の減額及び3項中学校費 3目学校建設費の5243万2000円の減額は、それぞれ小学校3校と中学校1校のトイレ改修事業について国の補正予算を活用し、平成30年度の補正予算において予算を計上し実施することとしたため、減額の補正をするものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、5ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金、17款県支出金、22款諸収入及び23款市債をそれぞれ計上したほか、20款繰入金の財政調整基金繰入金1414万3000円の追加をもって全体予算の調整を図ったものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎9番（千葉 浩規委員） 私のところは、こども家庭課のところについて集中的に質疑していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、2款1項12目の国県支出金等返還金についてです。今回、説明もありましたけれども、返還金が計上された理由について、もう少し詳しく答弁をお願いします。

二つ目は、幼児教育・保育無償化実施円滑化等事業についてですけれども、今回の事業の概要と今回補正となった理由についてお答えください。

次に、児童扶養手当システム改修事業についてです。これも事業の概要について、もう少し詳しく答弁をお願いします。

続きまして、3款2項1目、3款2項2目の未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金事業について、事業の概要と今回の補正の理由について、もう少し詳しく答弁をお願いします。

◎こども家庭課長（佐々木 隆史） 国県支出金等返還金の概要と補正理由についてお答えしま

す。

平成17年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金により整備した相馬保育所を財産処分制限期間満了前に民間委譲したため、厚生労働省の財産処分承認基準に基づき、財産処分納付金として2290万1925円を返還するため補正するものであります。

補正理由としては、財産処分承認申請書を平成31年4月に国へ提出しており、7月上旬に国から納入通知書が出され、納付期限が7月末までの予定となっておりますので、今回の補正に計上したものであります。

続きまして、幼児教育・保育無償化実施円滑化等事業の概要と補正理由についてお答えします。

ことし5月10日に国の改正子ども・子育て支援法が可決成立し、10月から幼保無償化が始まることから、それに伴う当市の子ども・子育て支援システムの改修をする必要があり、改修委託料及び人件費等を含む事務費を合わせ3272万円を補正するものであります。

補正理由としては、ことしの当初予算要求時点で国の法改正の内容が未定であったため、当初予算に計上できなかったものであります。

次に、児童扶養手当システム改修事業の概要と補正内容についてお答えします。

児童扶養手当は、これまで年3回の支給だったものが、児童扶養手当法の一部改正により2カ月に1回、年6回の支給に変更されることから、システムの改修が必要となり、改修委託料として204万4000円を補正するものであります。

今回の国の改正は、受給者の収入の平準化を図り、安定した生活の維持を目的としたものであります。

次に、未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金事業の概要と補正理由についてお答えします。

ことし10月から消費税が引き上げとなる中、子

供の貧困に対応するため、児童扶養手当の認定事由が未婚の受給者に対し臨時・特別給付金として1世帯当たり1万7500円を支給することとしたため、扶助費と事務費を合わせ360万円を補正するものであります。

補正理由としては、支給予定は令和2年1月支給分に追加支給することとしておりますが、国から申請を要する期間を4カ月から6カ月をとるよいうという通知がありましたので、今回の定例会で補正し、8月から申請の受け付けを始める予定としております。

◎9番（千葉 浩規委員） 御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質疑したいと思います。

まず、国県支出金についてですけれども、そもそも平成17年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、最初は何ぼだったのか。結局、返還金が2290万円ということでしたから、そもそも当初は何ぼだったのかということと、あとはこの返還金の2290万1925円、この金額の根拠について答弁をお願いします。

次が、幼児教育・保育無償化の円滑化事業についてですけれども、いただいた資料を見ると、一般財源が減額となっているのですけれども、減額になる理由について答弁をお願いします。

続きまして、児童扶養手当システム改修事業についてですけれども、これが支給する回数が変わるということですから、いつからどのような形に変更になるのか、その時期について答弁をお願いします。

次が、未婚の児童扶養手当等の臨時・特別給付金についてですけれども、ぜひ漏れなく、対象となる方にはぜひ支給していただきたいと思うわけですから、今回の申請の受け付けとか手続とか、漏れなく申請していただくということで、どのような形で進めるのか、答弁をお願いします。

◎こども家庭課保育係長（佐藤 洋佑） 私からは、相馬保育所の整備に係る国庫補助金の額についてと、今回の国庫補助金の返還金の根拠についてお答えいたします。

相馬保育所の整備に係る平成17年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の額でございますが、総事業費2億6316万円に対し7897万7000円の補助金の交付を受けております。

次に、返還金の額の根拠についてですが、こちらは厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準により、有償譲渡の場合は補助対象となっている建物部分の譲渡額に、整備に係る総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とされております。

今回の返還金につきましては、建物の譲渡額が7631万1720円となっております。この譲渡額に総事業費2億6316万円に対する国庫補助額7897万7000円の割合を乗じて計算しますと、返還金は2290万1925円となるものであります。

◎こども家庭課長補佐（間山 博樹） 続きまして、3款2項1目児童福祉総務費の一般財源が減額となっている理由についてお答えいたします。

今回の幼児教育・保育の無償化に係る事務費やシステム改修費につきましては、国が都道府県ごとに事務費を配分し、全額県からの補助金で賄われるものとなっております。その中で人件費についても補助対象となることから、既決の職員手当のうち本事業に係る経費相当分について財源を振りかえたものであります。

◎こども家庭課長（佐々木 隆史） 続きまして、児童扶養手当の変更の時期はいつになるかについてお答えします。

児童扶養手当は、これまで年3回、4月、8月、12月ですけれども、4カ月に1回の支給だったものを、今後は奇数月に2カ月分を支給するものであります。

まず、ことしの8月の支給では、4月、5月、6月、7月の4カ月分のままでありますけれども、11月支給分から8月、9月、10月の3カ月分とし、令和2年の1月支給分からは11月、12月の2カ月分と変更するものであります。

◎**こども家庭課家庭給付係長（高木 一誠）** 私からは、未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金事業の申請の受け付けと手続についてお答えいたします。

申請の手続ですが、申請書を郵送またはこども家庭課窓口等で受け付ける形とし、提出していただく書類は、申請書、戸籍謄本のほかに運転免許証の写し等の本人確認書類と通帳の写し等の振込先口座確認書類を提出していただきます。なお、申請の受け付け期間ですが、令和元年8月1日から令和元年11月末を予定しております。

また、本給付金の事前の周知として、広報ひろさき8月1日号への記事掲載、市の子育て支援アプリでの通知、本年7月末に市から発送予定の児童扶養手当受給者に発送する現況届提出にかかわるお知らせに、本給付金のチラシや申請書を同封し、対象者に周知してまいります。

◎**9番（千葉 浩規委員）** 最後に1点だけ質疑です。

児童扶養手当システム改修事業についてなのですが、国の制度改正なので、それに伴うシステム改修なので、やっぱり国で普通補填するものではないのかなと思うのですが、今回は全額一般会計が財源になっているということなので、国からの支援というのはないのかなということで、その辺はどうなのでしょう。答弁をお願いします。

◎**こども家庭課長（佐々木 隆史）** 国の制度改正なのに、なぜ全額一般財源なのかということについてお答えします。

児童扶養手当制度は毎年のように改正されてお

りまして、それに伴う自治体のシステム改修費については、これまでも国庫補助金等の特定財源についてはございませんでした。今回も県に確認したところ、地方交付税で措置されるということを伺っております。

◎**8番（木村 隆洋委員）** 10ページ、2款1項12目国県支出金等返還金についてお伺いいたします。

今、千葉委員からも種々質疑があったので、その答弁を聞いて、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

相馬保育所の民間売却の部分に関しては、昨年の厚生常任委員会、また、本会議でも可決されたというふうに認識しておるのですが、自分自身も厚生常任委員会の委員としていたときに、理事者の皆さんからの御説明の中で、財産処分の期間が22年未満でこういう返還金そのものが発生するということが実はなかったのではないかなど。委員会でもなかったし、本会議でもなかったのではないかなどというふうに認識しております。

先ほど建物の売却等のお話もありました。そういった中で、この返還金が生じるというのが、この売却に対して何かしら考慮というか、影響というものがあつたのかお伺いいたします。

◎**こども家庭課長（佐々木 隆史）** ただいまの質疑にお答えします。

相馬保育所は、譲渡時点では築11年と資産価値が高くて、市として適正な価格で売却すべきと判断しました。また、返還金との差額により歳入確保が見込まれるということから、有償譲渡したものであります。

◎**8番（木村 隆洋委員）** この返還金そのものが2290万円、昨年の時点で確定しているかどうかは抜きにしても、返還金が発生することは、先ほど11年というお話もあつたので、理事者の方々も多分認識していたのだらうなというふうには思っ

ております。それが売却額に影響ないのならばなくてもいいですし、どういった影響とか、こういう負担金が発生するということも込みで売却額が設定されていくのか、その点をお伺いできればと思います。

◎健康こども部長（外川 吉彦） お答えいたします。

売却をする時点で返還金が発生するのもおおむねわかっておりましたので、それを含んで上乘せしたものではなくて、売却した金額のほうが高いということがわかっておりましたので、それを考えて、後で返還金が発生するのも、金額は未確定ではございますが、わかっていたものでありますので、差額が発生して市に財源が入るということを考えまして売却したものでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 今、人口減少を迎える中で、公共施設の長寿命化とかいろいろな、ファシリティマネジメントの関係で、市有財産のあり方というのをどうしていくかというのは非常に大事な問題なのかなというふうにも思っております。そういった中で、こういう築11年でも売却しなければいけないというものは、これはいたし方ない、人口減少の中であるのだろうなというふうにも思っております。

そういった中で、市有財産の中で、例えば財産処分の期間が22年未満のものであっても、恐らく今計画の中であるかどうかも含めて、これから市としてもこういうのは民間に委託せざるを得ないとか売却できないというものが、もしあるようであればお答え願えればと思います。

◎財政課長（岩崎 文彦） 国の返還金が発生するような施設の売却が今の時点であるかどうかということだと思います。

現時点で予定されているものはございませんけれども、今後、施設の集約化、それらを図っていく中では、施設の廃止、売却等についても検討さ

れていくものと考えております。

そのような中では、施設の集約化・廃止等がありますけれども、地域サービスの維持というものを配慮しながら財政的な負担も考慮して検討を進めていくということになろうかと思えます。

◎20番（石田 久委員） 私は、11ページの予防費、予防接種業務委託料の追加ですけれども、子供の予防接種なのかなと思いましたが、先ほどの説明でありますと、高齢者の肺炎球菌ワクチンということで予算が追加になったわけですけれども、これは例えば高齢者の肺炎球菌ワクチンの方が急増したからこれをふやすのか、それからこの予算は大体どのぐらいを対象としているのか、その辺についてお答えしていただきたいと思えます。

◎健康増進課長（一戸 ひとみ） 今回の増額は、国の考え方の変更に伴うものであります。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種というのが平成26年10月から定期接種となりました。対象者は、当該年度に65歳となる方ということで、開始から平成31年3月までの5年間を経過措置として、65歳に加えまして70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方も対象となっております。

経過措置終了後を受けて、令和元年度の当初予算につきましては、経過措置のない65歳だけで計上しておりましたが、本年3月の予防接種法施行令の一部改正によりまして、経過措置がさらに5年間継続することが決定いたしました。それによりまして、当初予算では当市の対象約6,100人の経費不足となることを見込まれましたので、今回補正・増額をするものであります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第6号令和元年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 議案第6号令和元年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

後1ページをごらん願います。

この補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ129万5000円を追加し、補正後の額を18億1116万8000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

1款2項1目賦課徴収費の129万5000円の追加は、後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しを周知するため、後期高齢者医療保険料額決定通知書の送付時にリーフレットを同封することとし、印刷製本費等を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後4ページにお戻り願います。

4款諸収入の129万5000円は、制度見直し周知

に係る費用と同額を青森県後期高齢者医療広域連合からの収入として追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第7号令和元年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第7号令和元年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

介1ページをごらん願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に276万3000円を追加し、補正後の額を188億6477万5000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費の276万3000円の追加は、介護報酬改定に伴う介護保険事務処理システム改修業務委託料を新たに計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介4ページにお戻り願います。

1 款保険料の1億937万4000円の減額は、低所得者保険料軽減に伴い介護保険料を減額するものであります。3 款国庫支出金の138万1000円の追加は、歳出の介護保険事務処理システム改修業務委託料に伴う国の補助金を新たに計上するものであります。7 款繰入金の1億1075万6000円の追加は、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎20番（石田 久委員） 介2ページなのですが、先ほどの部長の説明で、介護保険料の補正額がここに示しているのと、それから一般会計の繰入金という項目がありますけれども、これに対して介護保険料の軽減ということで出されていると思うのですが、その不足を補うために一般会計からの繰り入れということですが、その主な内訳についてお答えしていただきたいと思います。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） 低所得者の介護保険料の軽減強化による軽減総額を所得階層別にお答えします。

まず、軽減強化の対象となる所得階層は、第1から第3段階まででございます。第1段階の軽減強化に係る軽減総額は1億3076万3000円、次に第2段階は2421万円、そして第3段階は95万7000円、合わせて1億6093万円が低所得者の軽減強化による軽減総額となりますが、既に当初予算において従来の軽減強化の方法による軽減総額5155万

6000円を保険料収入必要額から控除した額を保険料収入として計上しております。したがって、軽減総額は1億6093万円から5155万6000円を控除した1億937万4000円の保険料収入減を補正として見込んだものでございます。

なお、1億937万4000円の減収を介護保険法の規定に従い一般会計からの繰り入れにより補填するべく、一般会計における繰出金及び介護保険特別会計における繰入金にそれぞれ同額を追加して補填しようとするものでございます。

◎20番（石田 久委員） 一般会計からの繰入金ということで見ますと、1億1000万円というのは国の減額によってこういう形で一般会計から補填するのですけれども、これは全額国の国庫支出金を、国がそういうふうにしたから、国のほうで国庫支出金を、一般会計の繰り入れというふうになったのでしょうか。ほかに弘前市の持ち出しというのはあるのでしょうか。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） 国庫負担金は総額の2分の1、県支出金が4分の1、市の負担金が4分の1となっております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め

ます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午前10時34分 散会〕